

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	保健・疾病対策課	整理番号	1-1
処分の種類	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取消			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第19条の6			
処分の概要	児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取り消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>○児童福祉法第19条の6 医療費支給認定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該医療費支給認定を取り消すことができる。</p> <p>一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>二 医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p> <p>三 その他政令で定めるとき。</p> <p>○児童福祉法施行令第22条の2 法第19条の6第1項第3号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者が法第19条の3第1項又は第19条の5第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p>			
基準の制定根拠	—			